

## 令和6年度福祉サービス第三者評価推進事業の実施について（案）

## 1 宮城県福祉サービス第三者評事業推進委員会の開催

- 開催予定数：2回程度（7月、12月予定）  
○第三者評価事業に係る重要事項の調査審議  
○評価機関の認証に係る調査審議（認証部会）

## 2 評価機関の募集・認証

- 募集期間：令和6年10月から11月まで（予定）  
評価機関の認証に係る調査審議（認証部会）を経て認証（12月予定）

## 3 評価調査者研修の実施（宮城県社会福祉協議会へ委託）

- 養成研修：令和6年10月実施（予定）  
継続研修：令和7年1月実施（予定）

## 4 福祉サービス第三者評価受審率の数値目標の設定について

令和7年度からの3年間について、分野（保育所、障害者・児福祉、高齢者福祉、救護施設）ごとに毎年度の数値目標を設定。また、令和5年度より、幼保連携型認定こども園及び地域型保育事業について新たに評価基準を設定したことから、当該分野についても目標設定する。

※詳細は資料5のとおり

## 5 普及啓発

## 【社会福祉課】

〔事業者向け〕

- アンケート結果活用による周知
- 各種事業者集団指導、研修会等での周知
- 各種指導監査等での周知
- 各事業者への制度周知・受審促進通知
- 啓発リーフレットの作成、配布

〔県民向け〕

- 県ホームページでの情報提供、啓発リーフレット配布
- 〔市町村向け〕
- 受審促進協力依頼

## 【長寿社会政策課】

- 介護保険事業者を対象に、県ホームページで情報提供する。

## 【子育て社会推進課】

- 第三者評価のリーフレットを配布。

## 【障害福祉課】

- 実地指導等の際に、事業者等に第三者評価事業について周知する。